

しょうがい ひと しょうらい つたえる しりょう  
障害のある人のコミュニケーションについての条例（ルール）のイメージを伝えるための資料です。

しりょう  
資料 5

# かしょう ねりまくしょうがいしゃ いしそつう かんするしょうらい (仮称) 練馬区障害者の意思疎通に関する条例 ないよう 内容 (イメージ)

ちょうかくしょうがい しかくしょうがい ここ とくせい おうじたたよう しゅだん  
聴覚障害や視覚障害など、個々の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を  
じゅうじつ きょうせいしゃかい じつげん めざすしょうらい  
充実することにより、共生社会の実現を目指す条例です。

ひとり ほうほう じぶん きもち つたえられた ひつよう じょうほう えられたり  
一人ひとりに合ったコミュニケーション方法で自分の気持ちを伝えられたり、必要な情報を得られたり  
するこゝと だれ くらしやす いちいきしゃかい めざすしょうらい  
することで、誰もが暮らしやすい地域社会を目指す条例（ルール）です。

# じょうれい もりこむないよう 条例に盛り込む内容

1 もくてき  
目的

2 ていぎ  
定義

3 きほんりねん  
基本理念

4 くせきむ  
区の責務

5 くみん やくわり  
区民の役割

6 じぎょうしゃ やくわり  
事業者の役割

7 たよう いしそつうしゅだん かかるしさく じっし  
多様な意思疎通手段に係る施策の実施

8 くみん じぎょうしゃ とりくみ すいしん  
区民および事業者による取組の推進

9 いけん ちょうしゅ  
意見の聴取

じょうれい ないよう こうもく のせて  
条例の内容のイメージを項目ごとに載せていきます。(3～11 ページ)

もくてき じょうれい めざす さだめます  
「目的」では、この条例が目指すことを定めます。

# 1 条例の目的

しょうがいしゃひとり しょうがいとくせい あったしゅわ たよう いしそつう  
障害者一人ひとりの障害特性に合った手話などをはじめとする多様な意思疎通

しゅだん じゅうじつ しょうがいしゃ しゃかいさんか そくしん しょうがい ひと ひと  
手段を充実することにより、障害者の社会参加を促進し、障害のある人もない人

ささえあいながらくら すきょうせいしゃかい じつげん めざす もくてき  
も支え合いながら暮らす共生社会の実現を目指すことを目的とします。

たよう  
多様な  
いしそつう  
意思疎通  
しゅだん じゅうじつ  
手段の充実

しょうがいしゃ  
障害者の  
しゃかいさんか  
社会参加



だれ くらしやす  
誰もが暮らしやすい  
きょうせいしゃかい じつげん  
共生社会の実現へ

いろいろ しゅだん つかえる しょうがいしゃ かつやく ば ふえて  
色々なコミュニケーション手段を使えるようにすることで、障害者の活躍の場が増えていきます。

しょうがい ある ない だれ くらしやす いちいきしゃかい じつげん めざし  
そうすることで、障害の有るか無いかにかかわらず、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指します。

## 2 ていぎ 定義

ていぎ しょうがいしゃ たよう い し そつうしゅだん しゅわ  
「定義」では、「障害者」「多様な意思疎通手段」「手話」について、  
この条例での言葉の意味を定めます。

じょうれい もちいるようご ていぎ  
条例で用いる用語について定義します。

しょうがいしゃ  
 障害者

たよう い し そつうしゅだん  
 多様な意思疎通手段

しゅわ  
 手話

しょうがい しゅるい ひと いろいろ しゅだん ひつよう わかる  
障害の種類やその人によって、色々な手段が必要だと分かるように、  
コミュニケーション方法の具体例を示します。

ここ しょうがいとくせい たよう しゅだん ひつよう わかる たよう  
個々の障害特性によって多様な手段が必要とされていることが分かるように、多様  
い し そつうしゅだん ていぎ ちょうかくしょうがい しゅわ よやくひっき しかくしょうがい てんじ ちてきしょうがい  
な意思疎通手段の定義では、聴覚障害の手話、要約筆記、視覚障害の点字、知的障害  
わかりやすいいひょうげん だいどく だいひつ ず しゃしん えいぞう じょうほうしえん きき はったつ  
の分かりやすい表現をはじめ、代読、代筆、図、写真、映像、情報支援機器など、発達  
しょうがい じゅうしょうしんしんしょうがい じつごしょう なんびょう かた しゅだん ふくんでていぎ  
障害や重症心身障害、失語症、難病のある方などの手段を含んで定義します。

### 3 基本理念

「<sup>きほんりねん</sup>基本理念」では、この<sup>じょうれい</sup>条例の<sup>めざす</sup>目指すものを<sup>たっせい</sup>達成できるように、<sup>たいせつ</sup>大切に<sup>かんがえかた</sup>考え方を<sup>さだめ</sup>定めます。

<sup>じょうれい</sup>条例の<sup>もくてき</sup>目的に沿って、<sup>そって</sup>条例で<sup>たいせつ</sup>大切に<sup>りねん</sup>する理念について<sup>きてい</sup>規定します。

○<sup>たよう</sup>多様な<sup>いし</sup>意思疎通<sup>しゅだん</sup>手段の<sup>せんたく</sup>選択の<sup>きかい</sup>機会を<sup>かくほ</sup>確保すること。

○<sup>しょうがい</sup>障害の有無にかかわらず<sup>うむ</sup>個性を<sup>こせい</sup>尊重<sup>そんちょう</sup>すること。

○<sup>しゅわ</sup>手話の<sup>りかい</sup>理解促進<sup>そくしん</sup>および<sup>ふきゅう</sup>普及は、<sup>しゅわ</sup>手話が<sup>しゃ</sup>ろう者に

<sup>じゅうよう</sup>とって<sup>げんご</sup>重要な<sup>にんしき</sup>言語であるという<sup>おこなう</sup>認識をもって<sup>おこなう</sup>行うこと。

「<sup>いろいろ</sup>色々な<sup>しゅだん</sup>コミュニケーション手段を<sup>たいせつ</sup>大切に<sup>じょうれい</sup>することを<sup>ないよう</sup>条例の内容に入れるべき」「<sup>しょうがい</sup>障害があるか<sup>ない</sup>無いかに関係なく、<sup>ひと</sup>その人の<sup>こせい</sup>個性を<sup>たいせつ</sup>大切に<sup>じょうれい</sup>することを<sup>ないよう</sup>条例の内容に入れるべき」とのご<sup>いけん</sup>意見から、<sup>たいせつ</sup>大切に<sup>かんがえかた</sup>する考え方を<sup>さだめ</sup>定めます。  
また、「<sup>しゅわ</sup>手話は<sup>げんご</sup>言語である」ことを<sup>ひろめて</sup>広げてほし<sup>ごいけん</sup>いというご<sup>たいせつ</sup>意見も大切に<sup>おこなう</sup>します。

<sup>たよう</sup>「多様な<sup>いし</sup>意思疎通<sup>しゅだん</sup>手段の<sup>じゅうようせい</sup>重要性について<sup>もりこむ</sup>盛り込むべき」「<sup>そうごりかい</sup>相互理解や<sup>こせい</sup>個性の<sup>そんちょう</sup>尊重に

<sup>もりこむ</sup>ついて<sup>ごいけん</sup>盛り込むべき」とのご<sup>ふまえ</sup>意見を<sup>きほんりねん</sup>踏まえ、<sup>きてい</sup>基本理念を<sup>きてい</sup>規定します。

また、<sup>しゅわ</sup>手話は<sup>げんご</sup>言語であることの<sup>りかい</sup>理解についての<sup>ごいけん</sup>ご意見も<sup>じょうれい</sup>条例に<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>してん</sup>視点であるこ

とから、<sup>きほんりねん</sup>基本理念に<sup>きてい</sup>規定します。

# 4 く せきむ 区の責務

く せきむ じょうれい め ざ す たっせい く つとめる  
「区の責務」では、この条例が目指すものを達成するために、区が務める  
やくわり さだめ  
役割を定めます。

く は た す やくわり きてい  
区が果たす役割について規定します。

く みるん じ ぎょうしゃ きょうどう しょうがいしゃ い し そつう かんするとりくみ おこなう  
○区民や事業者と協働しながら障害者の意思疎通に関する取組を行う。

く みるん ぎょうしゃ りかいそくしん とりくみ きょうりよく もりこむ ごいけん  
「区民・事業者の理解促進や取組への協力をについて盛り込むべき」とのご意見を  
ふ ま え く みるん じ ぎょうしゃ きょうどう とりくむ く せきむ きてい  
踏まえ、区民や事業者と協働し取り組むことを区の責務として規定します。

い し つたえあう く みるん じ ぎょうしゃ かいしゃ おみせ きょうりよく ひつよう  
「意思を伝え合うためには、区民や事業者（会社やお店）の協力が必要な  
ことから、しょうがいしゃ ひろげ きょうりよく  
障害者やコミュニケーションについて理解を広げ、協力する  
ことをじょうれい ないよう いれる ごいけん く く みるん じ ぎょうしゃ  
条例の内容に入れるべき」というご意見から、区は区民・事業者と  
きょうりよく とりくみ おこなう さだめ  
協力しながら取組を行うことを定めます。

# 5 くみん やくわり 区民の役割

くみん やくわり  
「区民の役割」では、この条 例が目指すものを達成するために、区民が  
つとめるやくわり さだめ  
務める役割を定めます。

くみん は た す やくわり きてい  
区民が果たす役割について規定します。

く す す め る と り く み きょうりよく  
○区が進める取組に協 力する。

くみん じぎょうしゃ りかいそくしん とりくみ きょうりよく もりこむ ごいけん  
「区民・事業者の理解促進や取組への協 力について盛り込むべき」とのご意見を  
ふ ま え くみん やくわり きてい  
踏まえ、区民の役割を規定します。

い し つたえあう くみん じぎょうしゃ かいしゃ おみせ きょうりよく ひつよう  
「意思を伝え合うためには、区民や事業者（会社やお店）の協 力が必要な  
ことから、障 害者やコミュニケーションについて理解を広げ、協 力する  
ことを条 例の内容に入れるべき」というご意見から、区民が、区の取組に  
きょうりよく さだめ  
協 力することを定めます。

## 6 事業者の役割

事業者の役割では、この条例が目指すものを達成するために、  
事業者（お店や会社）が務める役割を定めます。

事業者が果たす役割について規定します。

〇区が進める取組に協力し、障害者が利用しやすい環境の整備に努める。

「区民・事業者の理解促進や取組への協力について盛り込むべき」とのご意見を踏まえ、事業者の役割を規定します。

「意思を伝え合うためには、区民や事業者（会社やお店）の協力が必要なことから、障害者やコミュニケーションについて理解を広げ、協力することを条例の内容に入れるべき」というご意見から、事業者が、区の取組に協力し、障害のある人も使いやすいお店や働きやすい会社となるよう努力することを定めます。



# 7 多様な意思疎通手段に係る施策の実施

「多様な意思疎通手段に係る施策の実施」では、色々なコミュニケーション手段について、区が進める取組を定めます。

区が進める施策について規定します。

○多様な意思疎通手段を選べるようにするための取組

○意思疎通手段を広げるため ICT を活用する取組

○多様な意思疎通手段があることや障害特性の理解を広める取組

○手話は言語であることの普及・理解啓発する取組

(仮称) 意思疎通条例検討部会で  
ご意見のあった必要な取組を進める  
ことを定めます。

「手話、要約筆記、コミュニケーションボード、記入例、動画による説明などの多様な手段を選べるようにすることが必要」「スマホのアプリ等を使ってコミュニケーションが取れる人もいるため ICT の活用が必要」「コミュニケーションをとるには多様な手段・障害特性の理解が必要」とのご意見を踏まえ、施策の実施について規定します。

## 8 区民くみんおよび事業者じぎょうしゃによる取組とりくみの推進すいしん

区民くみんおよび事業者じぎょうしゃによる取組とりくみが進みやすくするために

区くが行うことおこなうについて規定きていします。

「区民くみんおよび事業者じぎょうしゃによる取組とりくみの推進すいしん」では、区民くみんや事業者じぎょうしゃ（お店おみせや会社かいしゃ）の取組とりくみが進みやすくするために区くが行うことおこなうを定めさだめます。

○区民くみんおよび事業者じぎょうしゃによる取組とりくみがより進むように、区くが学がく習しゅうの機会きかいの提供ていきょうや必要ひつような

助言じょげんを行うおこなう。

会社かいしゃでの社員しゃいんに対する研けん修しゅうや学校がっこうでの障しょう害がいを理解りかいする機会きかいが必要ひつようとのご意見ごいけんから、区民くみんや事業者じぎょうしゃがより取とり組くみみやすくなるように、区くが学がく習しゅうの機会きかいをつくるバイスおこなうを行うことさだめを定めさだめます。

「職場しょくばにおいて障しょう害がい特性とくせいや対たい応おう方ほう法ほうなどの研けん修しゅうが必要ひつよう」「学校がっこうなどで障しょう害がいについて

学まなぶ機会きかいが必要ひつよう」とのご意見ごいけんを踏ふまえ、区民くみんおよび事業者じぎょうしゃによる取組とりくみの推進すいしんについて

規定きていします。

# 9 いけん ちょうしゆ 意見の聴取

いけん ちょうしゆでは、とりくみ すすめるとき、ごいけん ききながらすすめる  
とについて定めます。

く すすめるしさく しょうがいしゃとう いけん きいてすすめる きてい  
区が進める施策について障害者等から意見を聞いて進めることを規定します。

とりくみ すすめる ねりまくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい いけん きく  
○取組を進めるとき練馬区障害者地域自立支援協議会から意見を聞く。

じょうれい かんれんじぎょう けんとう とうじしゃ いけん きいて ごいけん  
「条例や関連事業の検討には、当事者からの意見を聞いてほしい」とのご意見を  
ふまえ、意見の聴取について規定します。

しょうがい ひと いけん「障害のある人から意見をきいてほしい」とのご意見から、しょうがいしゃちいきじりつ  
しえんきょうぎかいのご意見を聞きながらとりくみ すすめることについて定めます。